

「地方公共団体における内部統制・監査に関する研究会」

内部統制部会 第4回議事概要

日時：平成30年2月6日（火） 10：00～12：30

場所：総務省内会議室

出席者：宇賀部会長、山本部会長代理、秋山構成員、石川構成員、泉構成員、影浦構成員、  
貴納構成員、清水構成員、町田構成員、宮原構成員、森井構成員

幹事：篠原大臣官房審議官、阿部住民制度課長、岡総務室長、植田行政経営支援室長

事務局：吉川行政課長、松谷行政企画官、山口監査制度専門官、篠田行政課課長補佐

【議事次第】

1. 開会
2. 議事について
3. 閉会

【意見交換】

- 内部統制の有効性の評価判定の基準として、説明責任を果たすことができないと考えられる不備かどうかを用いるのであれば、例を示すなど、具体的でわかりやすい説明を行うべき。
- 地方自治法の内部統制は、財務報告だけにとどまらない幅広い財務事務に係る、業務の効率性等を含めた内部統制の目的全般を対象とするものであって、金商法の内部統制とは中身が全く異なるものである。従って、ここに金商法の内部統制制度のような「内部統制が有効かどうか」の評価及びその評価の妥当性の審査を導入しようとしても実務上無理があるし、あえて導入しようとする形骸化する危険性がある。
- 会社法における業務の適正を確保するための体制の報告であったとしても、一切形骸化をさせないというのは、なかなか難しい。形骸化するかしらないかという議論と、どういう枠組みをとるかという議論は違うものだと思っている。
- 監査委員としての経験を基に言えば、期中に何かの拍子に重要であると思われる不備を発見したとき、そのタイミングでは、監査人の立場としては「改善してください」というように指導する。指導して期末までに必ず改善してもらおう。現場サイドも対応しないことはないと思う。

- 現場が内部統制制度が評価のための評価であると認識すると、評価は明らかに形骸化してしまう。自治体としては、ガイドラインをベースにその概念なり、意義なり、もしくは基本的な考え方なりを浸透させていくことになるので、具体的でわかりやすい記載が必要だろう。
- 内部統制の評価の対象を期間で捉えると、その期間の不備を全て説明、報告しなければならない。これは到底できないことなので、評価の範囲を限定するため、アメリカも日本の金商法においても、評価基準日における内部統制を評価することとしている。
- 整備上の不備と運用上の不備について、何が整備上の不備で、何が運用上の不備かを明らかにする必要がある。整備状況は、基準日までには是正すれば重大な不備はなくなる。一方、運用状況については、民間で行っているようなサンプリングによって評価することを求める必要はなく、かなり思い切った整理ではあるが、評価項目上、整備された内部統制に関して、実際に問題が起きたことをもって「重大な不備」と判断することとすれば良いのではないか。
- 内部統制において、根本的に一番大事なのは評価ではなくて、現場での業務をもっと省人化し、効率を上げていくというような業務の構造改革だと思う。だから、それが評価の段階で形骸化しないようにだけすればよく、あまり金商法や会社法にとらわれる必要はないのではないか。
- 会社法と金商法というふうに、2つの大規模会社を規制する法律が並立しているので、日本ではついそれぞれの内部統制ということで、並列で考えるけれども、内部統制はどの組織においても基本的には1つである。
- 内部統制に関する長のかかわり合い方と、監査委員のかかわり合い方が違うのではないか。監査委員の場合は非常勤であり、人事権もない。内部統制を入れたことによって監査が変わっていくということは、おそらくないのではないか。
- 内部統制について、監査はあまり変わらないとの発言があったが、それは、内部統制の評価制度において監査が役立たないわけではなくて、長が自己評価した評価報告書を誰かがチェックすることによって下支えがされるというゲートキーパー的な役割を担うのだろう。逆に、内部統制が整備されて、業務が有効かつ効率なものになれば、そのことを踏まえて、監査委員の監査、例えば正確性の評価、あるいは個々のサンプリングの件数といったものが、かなり効率化されていくはずである。

- 評価報告書の中身としては、重大な不備に関する記載が中心になるのだろうが、日常的なモニタリングの中で日々改善されている取組も記載して良いのではないか。
- 業務プロセスの評価の積み上げにより統制行為を適切に確認した上で、全般統制を評価することで、全庁的な内部統制の評価になると思っているため、その旨を明確にすべき。
- 重大な不備があった場合にその内容と是正を行ったことを書くことは良いが、住民に対する説明責任の観点からすると、是正されるまでの間に何か問題が生じなかったのか、何でそういうことが起こったのかということも重要ではないか。
- 個々の業務で必要な重要な項目があって、それが整備されなくて、適正に運用されていなければ、当然ここで言う重大な不備につながってくるはずだろう。
- ここでいう「重要な項目」とは、質的な要素、質的な重要性のことを意味しているのだろう。地方自治体の場合は、地方自治体が管理する業務、住民に対する影響の大きさという観点から質的な要素が判断されると思うので、重要な項目に係る不備と、重大な不備というのは、同じことではないか。
- たとえ現場の方が内部統制に対してこれまであまり聞いたことがなくて未熟であったとしても、少なくとも自らが一度、内部統制体制を整備し評価するべきだろうと思っている。
- 民間でそうであったように、また、現在すでに、内部統制の構築支援を謳って、監査法人やコンサルティング会社が各地方自治体を営業に回っているように、場合によっては、地方自治体における内部統制の整備作業の一部を外部にアウトソーシングすることがあるかもしれない。しかしながら、もしその結果何か問題が生じたとしてもすべては長の責任だということを書いたほうがいいかもしれない。